

平成 29 年 7 月 13 日

保護者のみなさま

岸和田市立春木中学校 生徒指導部

夏休みの生活について

夏休みは、子どもの生活の大部分が「学校」から「家庭」へと移ります。自由な時間の中で自分をコントロールし、『自律心』を育む機会であると同時に、生活が乱れ、あるべき姿を見失う『危険性』もあります。家庭と学校が協力して子どもを見守り、適切な支援を行っていきましょう。

以下の点について、ご家庭でお子さまと話し合ってください。

1 健康面について

- (1) 心と体の健康は、正しい生活習慣と、法律や決まり、マナーの遵守からです。
- (2) 夏休みを利用して、時間を要する病気やケガの治療をお願いいたします。
- (3) お子様のことでご相談がございましたら、お気軽に中学校へご連絡ください。

2 学習面について

- (1) 宿題の一覧表を配布いたします。お子さまの取り組み状況のご確認をお願いいたします。
- (2) 苦手な教科の復習は、授業が進まない夏休みがチャンスです。わからないところがあれば、休業中でも中学校で質問を受け付けます。事前にご連絡ください。
- (3) 3年生の進路実現は、夏休みの過ごし方で決まると言っても過言ではありません。高等学校等の説明会や体験入学にも、積極的に参加をしてください。

3 外出時の留意点について

- (1) 「誰と、どこへ、何をしに、何時に帰る」の確認をお願いいたします。
- (2) 深夜徘徊、子どもたちだけの外泊をさせないようにしてください。
- (3) 交通マナーを守らせてください。(2人乗り、信号無視、飛び出し禁止など)
- (4) 不審者に遭遇したり、被害を受けたりしたときは、110番か岸和田警察署へ通報をしてください。併せて、中学校への連絡もお願いいたします。

4 地域でのマナーについて

- (1) 店の内外、公園や空き地、駐車場等で、集団でたむろしたり、騒いだり、ゴミを散らかしたり、暴れたりするなどの迷惑行為や危険行為をさせないようにしてください。

- (2) 公園を利用するときのルールやマナーを守らせてください。(ボール遊びやスケートボード、エアガンの禁止など)
- (3) 生徒だけでの花火は禁止しています。
- (4) 生徒が小学校を訪問するときは、事前に小学校へ連絡をして、訪問の許可をとるようにしてください。
- (5) 盆踊りや夏祭りでは、節度ある行動をとるようにご指導をお願いいたします。

5 法律の遵守について

- (1) 法に触れる行為(飲酒、喫煙、万引き、無免許運転、暴走行為やその扇動、薬物使用など)は、絶対にさせない、許さない姿勢で臨んでください。
- (2) 大阪府青少年健全育成条例により、中学生は、午後8時から午前4時までの夜間外出が禁止されています。また、夜間営業を行うゲームセンター、カラオケ店なども、午後7時から午前5時までは立ち入り禁止です。保護者が同伴の場合も、午後10時から午前5時まででは立ち入りが禁止になっています。
- (3) 違法にアップロードされた動画や音楽と知っていてダウンロードすることは、法律で禁止されています。
- (4) 電子掲示板に、他人を傷つける文言や他人の住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を書き込んだり、画像や動画を勝手にアップロードしたりして、責任を問われたり、大きなトラブルに発展するケースが増えています。
- (5) 有害サイトをブロックするフィルタリングをお勧めします。携帯電話会社で確認できます。

6 休業中の登校について

- (1) 登下校は、休業中も制服着用です。また、自転車による通学は、原則として認めていません。ただし、部活動に参加するときは、部活動で認められている服装(体操服やユニフォーム、練習着等)でもかまいません。また、遠征等の理由があり部活動で許可されている場合は、自転車を使用してもかまいません。
- (2) 校舎内に入るときは、職員室で許可をとるようにしてください。

7 その他

- (1) 生徒のアルバイトは禁止です。
- (2) 旅行・キャンプ・登山などは、責任のもてる大人の付き添いが必要です。
- (3) 夏休みは水の事故が多発します。遊泳禁止区域では絶対に泳がせないようにしてください。また、ライフジャケットを着用するなど、万が一に備えた安全対策を万全にするようお願いいたします。
- (4) 学割が必要な場合は、早めに担任の先生か事務へ連絡をしてください。
- (5) 休業中に大きな病気、けが、事故等があった場合は、中学校へ連絡をしてください。

春木中学校 072-423-0006

中学校以外の相談機関

○岸和田市教育委員会学校教育課 072-423-9683

○岸和田警察 072-439-1234

○岸和田少年サポートセンター 072-423-2486

○岸和田子ども家庭センター 072-445-3977

○岸和田市教育相談室（電話相談） 072-426-1035

*午前9時～午後5時 月～金曜日（年末年始、祝日・休日は除く）

○子ども相談ダイヤル（児童・生徒専用）072-426-1052

*午前9時～午後5時 月～金曜日（年末年始、祝日・休日は除く）

Eメール：kodomo-net@center.kishiwada.ed.jp

○『すこやか教育相談24』 0120-0-78310

*24時間対応の電話相談窓口です。（IP電話からはかかりません）

○大阪府教育センター『すこやか教育相談』

・「すこやかホットライン」（子どもからの相談）

06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

・「さわやかホットライン」（保護者からの相談）

06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

*電話相談 午前9時30分～午後5時30分 月～金曜日（祝日・休日・年末年始は除く）

*Eメール相談 24時間受付（回答は後日） *FAX相談 06-6607-9826

○被害者救済システム『子ども家庭相談室』 06-4394-8754

*大阪府教育委員会が運用する権利擁護機関による相談窓口です。

*午前10時～午後8時 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

○児童相談所全国共通ダイヤル 189

※児童虐待通告や子育ての悩み等の相談窓口です。